掛川市条例第50号

掛川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

掛川市農村環境改善センター条例(平成17年掛川市条例第125号)の一部を次のように改正する。

另	「 則表第1中		1,050円		1,050円		2,100円		1,050円	を	
Γ	1,080円		1,080円		2, 160円		1,080円		に改める。 」	J	
	Γ	2,100円		2,100円			4, 200円		3, 150円		
		530円		530円		1,050円		1,050円			
		530円		530円		1,050円		1,050円			
			530円		530円		1,050円		1,050円		
p	月表第2中		530円		530円		1,050円		1,050円		
<b>別</b> 衣 <del>第</del>		530円		530円		1,050円			1,050円	を	
		530円		530円			1,050円		1,050円		
		530円		530円			1,050円		1,050円		
			530円		530円		1,050円		1,050円		
			530円		530円		1,050円		1,050円	1,050円	
Γ	2, 160円		2,160円		4, 320円		3, 240円			-	
	540円		54	540円		1,080円		0円			
	540円		540円		1,080円		1,080円				
	540円		54	540円		1,080円		1,080円			
	540円		54	540円		1,080円		1,080円			
	540円		540円		1,080円		1,080円		に改める。		
	540円		540円		1,080円		1,080円				
	540円		540円		1,080円		1,080円				
	540円		540円		1,080円		1,080円				
	540円		540円		1,080円		1,080円		J		

附則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市農村環境改善センター条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」と

いう。)以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。